

広島県告示第五百六十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

基本測量（基盤地図情報〔標高・オルソ〕作成作業）

二 作業期間

平成二十年五月一日から平成二十一年三月二十日まで

三 作業地域

広島市中区、広島市東区、広島市南区、広島市西区、広島市安佐南区、広島市安佐北区、
広島市佐伯区、呉市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、坂町、安芸太田町